

令和7年第10回

甲斐市農業委員会議事録

令和7年10月29日

1 日 時 令和7年10月29日（水） 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 会期の決定

日程第2 選 第 1 号 甲斐市農業委員会会長互選の件

日程第3 議事録署名委員の指名

日程第4 報告第 23 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件

報告第 24 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件

議案第 35 号 農地法第3条の規定による許可申請の件

議案第 36 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件

議案第 37 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件

4 欠席委員 15番 三井委員

5 議事録署名委員 6番 有泉委員、 7番 小田切委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 佳浩

農業委員会事務局庶務係 三井 賢治

農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

農業委員会事務局庶務係 田 中 颯

7 閉 会： 午後4時00分

<p>【事務局長】</p>	<p>(総会に入る前 10 月 2 日山本賢治会長が農作業中の事故により逝去されたことにともない全員で1分間の黙祷を行った。)</p> <p>それでは、第 10 回農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事に入るにあたり本来であれば会長が議長を務めることになっておりますが、会長がおりませんので農業委員会規定第 2 条第 4 項によりあらかじめ定められた順位により副会長が職務を代理することとなっています。令和 5 年 9 月の臨時総会で第一順位となっています有泉副会長に臨時議長をお願いいたします。</p> <p>それでは有泉副会長、議事進行よろしくお願いします。</p>
<p>【臨時議長】</p>	<p>先月この席には山本会長がいらっしゃいましたが突然のご不幸、心よりご冥福をお祈りしたいと思います。臨時議長を務めますので、皆様のご協力をお願い致します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>本日の出席委員は17 名です。定足数に達しておりますので、只今から会議を開きます。</p>
<p>(日程第 1 会期の決定) 【臨時議長】</p>	<p>日程第 1「会期の決定」を致します。</p> <p>本総会の会期は本日 1 日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がありませんので、本日 1 日と致します。</p>
<p>(日程第 2 議事) (選第 1 号) 【臨時議長】</p>	<p>日程第 2「選第 1 号 甲斐市農業委員会会長互選の件」を議題いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>【事務局長】</p> <p>はい、議長。</p> <p>こちらの件につきましては農業委員のみの議事となります。</p> <p>甲斐市農業委員会規定第 3 条第 4 項により、「会長が欠けた時はすみやかに会長の互選を行わなければならない」となっています。また同第 3 条第 3 項で「出席委員全員に異議がない時は、互選については指名推薦の方法によることができる」となっています。過日お二人の副会長と協議したところ、従来通り指名推薦とすることに決まりました。</p> <p>敷島地区の農業委員の皆様に 10 月 23 日にお集まりいただき協議しまして、敷島地区から代表を一人選出していただいた結果、飯塚委員が敷</p>

島地区の代表となり、あらためて三井副会長、有泉副会長と敷島地区代表飯塚委員で協議していただきました。

その結果、今期は敷島地区が会長職の担当となっていますので、敷島地区代表の飯塚委員に会長職を務めていただくのが良いのではとの結果になりました。

つきましては農業委員の皆様にご審議をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【臨時議長】 事務局の説明どおり双葉と竜王の副会長 2 名、敷島地区代表として飯塚委員の 3 名で協議したところ、今期については敷島地区が会長職の担当のなかで、飯塚委員に会長を務めていただくことでまとまりました。

飯塚委員の指名推薦を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。それでは飯塚委員を会長とする承認を農業委員皆様の挙手によって決めたいと思います。承認される農業委員の方は挙手をお願いします。

(委員全員挙手)

挙手多数ということで、選第 1 号甲斐市農業委員会会長互選の件につきましては、飯塚委員が会長ということで承認されました。

飯塚委員におかれましてはこの後の総会の進行等をお引き受け願いたいと思います。

私はこれで臨時議長職を終了します。ご協力ありがとうございました。

【事務局長】 有泉副会長、会長代理としてありがとうございました。

会長に決まりました飯塚委員につきましては議長席へお願い致します。

(飯塚会長 議長席に着席)

飯塚会長にご挨拶いただき、引き続き議事進行につきましてもお願い致します。

【議長】 お忙しい中総会ご出席ありがとうございます。山本会長は本当に農業関係に卓越し経験豊富でした。謹んでご冥福をお祈りしたいと思います。

農業委員在任期間の来年 8 月 31 日まで務めさせていただきますが、農地法は複雑多岐ですので、農業委員・推進委員の方々には是非助言ご協力を賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

<p>(日程第3 議事録 署名委員の指名)</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第3「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名人は、6番有泉委員と7番小田切委員を指名致します。</p>
<p>(日程第4 議事) (報告第23号)</p> <p>【議長】</p>	<p>それでは議事に移ります。 「報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件」を上程致します。 事務局に 番号11番の説明を求めます。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>はい、議長 資料1ページをお願いします。 農地法施行令第3条第1項の規定により転用の届出がありました。 甲斐市農業委員会事務専決規程 第3条により専決処分をしましたので報告します。 番号11番 地図公図は1ページ、2ページになります。 竜王新町●●、面積 579 m²を●●の●●さんが宅地へ転用のための届出が出ています。 共同住宅の建築を予定しています。 説明は以上です。</p> <p>【議長】 事務局の説明は以上です。 この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。 質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。</p>
<p>(報告第24号)</p> <p>【議長】</p>	<p>それでは次の議事に移ります。 「報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件」を上程致します。 事務局に 番号43番から46番の説明を求めます。</p> <p>【事務局】 はい、議長 資料2ページをお願いします。</p>

農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号43番 地図公図は3ページ、4ページになります。

境●●、面積425m²を●●の●●さんが●●の●●に所有権移転による宅地分譲2区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号44番 地図公図は5ページ、6ページになります。

富竹新田●●、面積860m²を●●の●●さんから、●●の●●さんに所有権移転による長屋住宅にするための転用の届出が出ています。隣接宅地と一体利用を計画しています。

続きまして、

番号45番 地図公図は7ページ、8ページになります。

名取●●、面積166m²を●●の●●さんから、●●の●●に所有権移転により駐車場にするための転用の届出が出ています。

続きまして、

番号46番 地図公図は9ページ、10ページになります。

竜王●●外1筆、合計面積898m²を●●の●●さんから●●に、賃貸借により、資材置場にするための一時転用の届出が出ています。

説明は以上です。

事務局の説明は以上です。

この案件も報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【議長】 質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第35号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程致します。

番号24番の件が、●番●●委員に関係する案件ですので、●●委員にはしばらくの間、退席をお願い致します。

(●●委員、退席)

【議長】 それでは事務局に 番号 24 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料3ページをお願いします。

番号24番、地図公図は 11 ページから 14 ページになります。

下今井●●外 1 筆、合計面積 801 m²を●●の、●●さんが、●●の●●さんに無償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜の栽培を予定しています。

所有機械については、耕運機、草刈機、噴霧機等です。

本件は2か所に分かれていますので、それぞれご説明いたします。

最初に上の段●●になります、地図公図は11ページ、12ページをお願いします。

現地は東側と南側が農地に隣接、西側が宅地、北側は道路になっています。公図上は当該地と道の間に細く●●と●●が存在しますが、こちらは地目が山林で、所有者は別の方になっています。道路敷を分筆した際に残ったと土地と思われますが、この細い部分の現況は法面になっており、この土地を利用しての出入りは困難であるため、東側に隣接する比較的緩やかな傾斜の●●の北側(道路側)に面している箇所から出入りが可能ですので、そこを通行して出入りすることの同意を得ています。

モニターの画像は、最初に計画地全体が分かるよう、航空写真と公図の重ね図を表示します。

続いて東側から撮影したものです。

次に、南側から撮影した画像です。

最後に、通行同意を得た進入路を示した図面を表示いたします。

矢印の部分を通行して出入りする計画となります。

次に、地図公図の13ページ、14ページの●●につきましては、市道沿いの農地で、出入りに支障なく耕作が可能であります。

モニターの画像は最初に航空写真と公図の重ね図です。

次に南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】 はい、●番●●です。

10月21日、●●会長代理、●●推進委員、事務局で現地調査をいたしました。

下今井●●、●●を●●さんから●●さんが譲り受けるものです。●●番地は東隣の畑を通してもらい、草木が生えておりますが●●さんの長男が刈って野菜等を栽培するそうです。●●はすでに野菜が栽培されており、どちらも問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】 次に ●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、●●です。

本件は畑を無償移転するもので、息子さんと一緒に麦・トウモロコシ・玉葱等の野菜を作付け予定となっています。上の段の方は耕作されておらず草が茂っていますが、トラクター等で耕せば十分作付け可能だと思います。割石の方は現在整然と野菜が作られており、なんら問題ありません。全体的に問題はないと考えます。以上です。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方は挙手をお願いします。

はい、どうぞ。

【●●推進委員】 推進委員の●●です。

3条の無償移転ということですが、●●さんと●●さんはどのような関係なんでしょうか。

【議長】 事務局 お願いします。

【事務局】 謙譲渡人と謙受人は親戚になります。元々●●さんが●●さんから譲り受けた所で、●●さんが高齢になり耕作できなくなったなか今回●●さんが子供さんたちと営農できるようになったからということで、一度譲り渡した所を再度譲り受ける形になります。

【議長】 ●●推進委員、よろしいですか。 はい。 その他何か質問ありますか。

質問が無いようです。

番号24番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

それでは、●●委員の入室を認めます。

(●●委員、入室)

【議長】 ●●委員にご報告致します。番号 24 番は許可とすることに決定されましたので、お知らせ致します。

続きまして、事務局に 25 番の説明を求めます。

【事務局】 はい議長

資料は同じく 3 ページになります。

番号 25 番、地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

西八幡●●外 2 筆、合計面積 655 m²を●●の●●さんから、●●の●●さんによる償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜の作付けを予定しています。所有機械についてはトラクターです。

モニターは最初に全体図を表示します。

次が南西側からの画像です。

続いて、北西側からの画像です。

最後に東側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番●●委員】 はい、●番●●です。

過日、●●推進委員、事務局、私で現地調査いたしました。

譲渡人の●●さんは高齢化で農業ができないため、隣の●●さんに譲渡することになり、●●さんも高齢ですが息子さんと一緒にまだなんとかできるということで取得することになりました。

問題ないと思いますのでご審議をよろしくお願いします。

【議長】 次に ●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。

10 月 21 日に関係者と共に現地調査を行いました。譲渡人の●●さんは体調を崩し娘さんたちも手伝ってはいたのですが、娘さんたちも仕事をしているため手がまわらなくなつたということで、近所の●●さんがご自分

の農地と併せて耕作することになりました。申請についてなんら問題ないと
思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようです。

番号 25 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

(議案第 36 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「議案第 36 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件」
を上程致します。事務局に番号 2 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料4ページをお願いします。地図公図は17ページ、18ページになります。

番号 2 番、竜王新町●●、面積 714 m²を●●の●●さんが貸駐車場に
するための転用許可申請が提出されました。

現地は住宅等が連たんする区域で集落接続がある第3種農地です。

雨水は自然浸透です。駐車台数は13台とする計画です。

資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられ
ます。

モニターは、計画地全体の形が分かるように、最初に計画平面図を表
示します。

次に重ね図になります。

続いて南東の道路側から撮影した画像です。

続いて南側からの画像です。

最後が北西側から撮影した画像です。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】 はい、●番●●です。

今月 21 日、副会長 2 名、●●推進委員、事務局で現地調査を行い

ました。

申請地は市街化調整区域内の3種農地で、昨年10月2区画の分譲住宅を建設する予定地の南側で、接道しているこの714m²に13台の駐車場を計画しています。

傾斜地のため碎石を敷設する際は斜度を考慮して行うことと、土留対策を行い施設外に流出しないように処置することが調査時に指摘され、施工業者には適切に指導することを事務局と打ち合わせました。他には問題がないので、ご審議お願いしたいと思います。

【議長】 次に ●●推進委員に意見を求める

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。

10月21日に両副会長、●●委員、事務局で現地調査を実施しました。

該当農地は、●●に位置し住宅等が連担する3種農地で、現況は雑草が繁茂しています。今回会社と個人へ13台の貸駐車場にするという申請です。傾斜する現状を変えずに砂利を敷き、雨水は自然浸透です。道路の方が低いため土砂等流出防止対策を行って、周辺地域に迷惑をかけなければ特に問題ないと考えます。よろしくご審議お願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようです。

番号2番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号3番の説明を求める

【事務局】 はい、議長

資料は同じく4ページをお願いします。地図公図は19ページ、20ページになります。

番号3番、亀沢●●、面積155m²を●●の●●さんが宅地拡張のための転用許可申請が提出されました。

現地は●●線に接道し、住宅等が連たんする区域で集落接続がある第3種農地ですが、現状2階建ての農業用倉庫兼作業場が建っており、建物の屋外（南側）にも農作業用スペースがあり、築30年以上経過していると思われる倉庫があります。

母屋がある宅地と隣接しており、申請人は相続の際に当該地が農地のままであることを知らされておらず、本事業の際に確認した状況であり、経過理由書を添付の上での追認案件となります。

事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは最初に重ね図を表示します。

次が北側から撮影した画像です。

最後に南側から撮影した画像です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

●番●●です。過日関係者で現地を視察しました。

この土地に先代の持ち主が無許可で建物を建てた訳ですが、亡くなつたことで娘さんが相続するにあたり、改めて正式に手続きを行うということです。

特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に ●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。同じく21日に現地調査しました。

本来農地だった所を農地法に基づいて宅地にするということなので、スムーズに手続きされることを望みます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようです。

番号3番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようです。本案件を許可相当とすることに決定します。

(議案第37号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件」を上程致します。事務局に番号26番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料5ページをお願いします。地図公図は21ページ、22ページになります。

番号26番、大塙●●、面積は643m²を●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転により、建壳分譲2区画に転用するための許可申請が提出されました。

申請地は、住宅等が連たんし、50m以内に公園が近接する区域で、第3種農地です。1区画あたりの面積は304.62m²～313.88m²で、建築面積は1棟あたり43.06m²です。

汚水は合併浄化槽を経由し、南側道路側溝へ放流。雨水は浸透樹で処理し、超過分は南側道路側溝に放流する計画です。

資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは、最初に全体計画図を表示します。

続いて重ね図になります。

次に南西側から撮影した画像です。

次が南東側からの画像ですが、右側のコンクリート壁と計画区域を表示した黄色い線の間の空間が北側へ延びる法定外公共道路用地(赤道)となります。

最後が北東側からの画像です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

はい、●●です。

知見に富んだ●●前会長がお亡くなりになり現地調査において非常に寂しいことでした。調査は10月21日●●副会長、●●推進委員、事務局で入りました。

昔は桑園畠でしたが、周りは住宅地で、所有者はすでに墓崎にお住まいということで農業しないなか何十年と空き地の状況です。管理はされていたのですが、今回譲渡したいということです。

道路に面し日当たりも良いというなかで、売買になってしまいますが、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

続いて、●●推進委員に意見を求める。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。

21日に副会長、●●委員、事務局と現地調査してまいりました。
対象地の周りは住宅が建っていて、西はちょっとした子供広場で、ここに住宅を建てるのは何の問題もないと思います。審議よろしくお願ひします。

【議長】 それでは質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようです。
番号 26 番を許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 27 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料は同じく5ページをお願いします。地図公図は23ページ、24ページになります。

番号 27 番、大久保●●外 1 筆、合計面積 339.35 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに使用貸借による個人住宅を建築するための転用許可申請が提出されました。

現地は市街化調整区域ですが、住宅等が連たんする区域で第3種農地になりまして、お孫さんの個人住宅を建築する計画です。

建築予定面積は 86.68 m²の予定で、隣接する市道の拡幅計画においては拡幅分の道路用地の市への帰属については、建設課との協議において了承いただいております。

資金証明書、隣接耕作者の同意書、土地利用計画図等から周辺農地への影響も含め、問題ないと考えられます。

モニターは最初に重ね図を表示します。

続いて南側から撮影したものです。

最後に北西側からの画像です。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告ですが、私の担当地区になりますので報告します。

10月 21 日●●会長代理、●●推進委員、事務局と現地調査を行いました。

農地の所有者●●さんが孫の●●さんに個人住宅建設のため使用貸借により宅地に転用します。土地面積 339.35 m² 102 坪、建築予定住宅面積は 86.68 m² 約 26 坪です。ここは市街化調整区域で緩和区域になり、3 種農地です。

雨水は浸透樹で処理、汚水は合併浄化槽を経由して東側の水路に放流、大きい水路で 1m 位あります。都市計画 29 条の開発許可申請はすでになされています。隣接する農地は同じ●●さんの農地でコンクリート壁の境を造る計画です。

南側市道に面した●●、0.35 m² は建築基準法のセットバックで、のちには市に帰属寄付することです。

工事にあたり近隣に迷惑がないようにお願いしまして、私の意見とします。ご審議よろしくお願ひします。

【議長】 続きまして、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 21 日会長、副会長、事務局で現地調査をいたしました。
周りには既存の住宅があって、問題はないと考えます。以上です。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようです。

番号 27 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定いたします。

続きまして、事務局に番号 28 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料は同じく 5 ページで、地図公図は 25 ページ、26 ページになります。

番号 28 番、島上条●●外 3 筆、合計面積 3,160 m² を●●の●●さんと、●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転による建売分譲 12 区画に転用するための許可申請が提出されました。

現地は敷島庁舎から 300m 以内に位置し、●●に隣接する第3種農地です。計画面積は一体利用地も含めて 3,416.61 m² で、1 区画 200.63 ~ 252.36 m² です。1 棟あたりの建築面積は 53 m² で 2 階建て住宅の計画で、全ての区画で駐車場 2 台分を確保する予定です。

汚水は合併浄化槽を経由し、新設道路側溝へ放流。
雨水は浸透枠で処理し、超過分は新設道路側溝に放流します。
資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から周辺農地への影響も含め、問題ないと考えられます。
モニターは、最初に全体の計画図面を表示します。
次に重ね図になります。
次が●●と●●を南東側から撮影したものです。
次が計画地を南側から撮影したものです。
続いて、北西側から見たものです。
最後に南西側から撮影した画像となります。
説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

●番●●です。

21日に、副会長、推進委員、事務局と現地調査しました。

ここは敷島庁舎の西側で隣に●●があります。12区画という大きい分譲になり、雨水は浸透枠、汚水は浄化槽です。西側の一部で大豆を作ったり田んぼを作ったりしてますが、4m道路と水路をはさみ、特に影響はないと思います。

全体的には問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に ●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。

21日に関係者の皆さんと現地を調査してまいりました。

分譲にあたって造成工事が入って、造成のために東側の道と水路を真っすぐに付け替える工事があると思いますが、水路の下流でまだ田んぼをやっていますので、造成工事の時に水量を落とすとか止めるとかでトラブルが発生しないように市から指導してもらえば、他は問題ないと思います。以上で報告終わります。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようです。

番号 28 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

審議ありがとうございました。

午後4時00分閉会